

事 務 連 絡
平成30年3月27日

公益社団法人 宮城県トラック協会 殿

宮城運輸支局輸送・監査部門
首席運輸企画専門官

「運輸安全マネジメントに係る安全管理規程の届出等の義務付け拡大」
について

件名につきまして、別添の事務連絡により通知がありましたので、了知されるとともに、貴協会傘下事業者に対し周知方よろしく申し上げます。

【担当者連絡先：浅野】



事務連絡
平成30年2月28日

各地方運輸局

総務部安全防災・危機管理課長 殿
総務部安全防災・危機管理調整官 殿
自動車交通部旅客課長 殿
自動車交通部旅客第二課長 殿
自動車交通部貨物課長 殿
自動車交通部首席自動車監査官 殿
自動車監査指導部首席自動車監査官 殿
神戸運輸監理部総務企画部安全防災・危機管理調整官 殿
沖縄総合事務局運輸部企画室長補佐 殿
陸上交通課長 殿
監査指導課長 殿

大臣官房運輸安全監理官付首席運輸安全調査官
自動車局安全政策課首席自動車安全監査官
旅客課旅客運送適正化推進室長
貨物課トラック事業適正化対策室長

「運輸安全マネジメントに係る安全管理規程の届出等の義務付け拡大」
について

平成29年12月28日、旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令（平成29年国土交通省令第73号）が公布され、平成30年4月1日より、一般乗用旅客自動車運送事業者及び貨物自動車運送事業者（一般貨物自動車運送事業者、特定貨物自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者が該当）のうちそれぞれ200両以上の事業用自動車を保有する事業者に対して、安全管理規程設定及び安全統括管理者選任の届出が義務付けられることとなった。

ついては、今後貴局等においても、新たに義務付け対象となる事業者に対して周知等適切な措置を講じていただく必要があることから、具体的内容を下記に

示すので十分に確認されたい。

記

①安全管理規程設定の届出、安全統括管理者選任の届出の義務付け範囲拡大

- ・一般乗用旅客自動車運送事業（例 タクシー事業者）
〈改正前〉
事業用自動車を 300 両以上保有している事業者
〈改正後〉
事業用自動車を 200 両以上保有している事業者
- ・貨物自動車運送事業（例 トラック事業者）
（一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業、第二種貨物利用運送事業が該当）
〈改正前〉
当該事業の事業用自動車（被けん引車を除く。）を 300 両以上保有している事業者
〈改正後〉
当該事業の事業用自動車（被けん引車を除く。）を 200 両以上保有している事業者

②安全管理規程設定の届出・安全統括管理者選任の届出の期間

- ・既に 200 両以上保有して事業を営んでいる事業者（今回の改正で、新たに対象となる事業者）
→平成 30 年 4 月 1 日から平成 30 年 6 月 30 日まで
- ・平成 30 年 4 月 1 日以降に事業の許可を受けて事業を営もうとする事業者
→旅客の運送又は貨物の運送を開始する日まで

※過去に、事業者より自主的な届出が行われ、運輸局等にて受付している事業者については、今回の改正に伴う再度の届出は不要です。

（平成 30 年 4 月 1 日に届出があったものと見なします。）

ただし、自主的に届出を行ったものの、運輸局等による受付がなされていない事業者については、改めて届出が必要です。